

# Alternative Systems Study Bulletin

第17巻第5号

(2009年12月15日)

---

## 韓国での日韓社会的企業セミナーに参加して

障害者労働研究会レジュメ/レジュメ補足/補足解題

## 韓国の福祉レジームに学ぶ

第一章 韓国の社会的企業育成法を手がかりに

第二章 韓国福祉国家性格論争

## 現場から

若者の存在と意識(調査について)/新規事業への出資のお願い

## 後記

---

編集 境 毅

連絡先 〒600-8691 京都市下京区東塩小路町 京都中郵私書箱 169 号 貿易研究会

ホームページ <http://www.office-ebara.org/>

メール sakatake2000@yahoo.co.jp

会費 正会員 : 年間 1口 10万円

賛助会員 : 年間 1口 3万円

購読会員 : 年間 1口 1万円

振込先 口座名 : 資本論研究会

(郵便振替) 口座番号 : 01090-5-67283

## 韓国での日韓社会的企業セミナーに参加して

2009年11月6・7・8日ソウルで開催された日韓社会的企業セミナーに参加しました。共同連と韓国障害友権益研究所の企画でした。

韓国は初めてでしたが、人々が明るく生活している様子でその原因を考えると、民主化宣言から20数年、民間人の大統領が選ばれてから17年、97年のIMF危機も短期間で乗り切り、労働運動や市民団体の活動も盛んでした。

社会的企業の法制化を日本で進めていくために、韓国の事例に学ぶことが必要だと考えて参加したのですが、07年に成立した社会的企業育成法に関わることだけではなく、韓国の福祉制度全体の動向にも興味を持ちました。それで後掲の「韓国の福祉レジームに学ぶ」を書き始めたのですが、その後第15回障害者政策研究全国集会（12月6日）での、障害者労働研究会が担当した分科会に出席し、報告をしました。報告は準備中の韓国の福祉レジームに学ぶというテーマで準備したのですが、それだけでは物足りなくて、レジュメの補足をつけ、当日の報告は補足中心に話しました。

このような経過で、まず、障害者労働研究会のレジュメとその補足を掲載し、補足については新たに解題を付け加えることにします。そのあと、「韓国の福祉レジームに学ぶ」を続けます。内容に若干重複がありますがご容赦下さい。

## 障害者労働研究会レジュメ

2009年12月6日

### 韓国の福祉レジームに学ぶ

11月7・8・9日にソウルで行われた日韓社会的企業セミナー（主催、韓国：障害友権益問題研究所、日本：共同連）に参加しました。そこで韓国の社会的企業育成法制定以降の社会的企業の状況について報告を受けました。その時に韓国の福祉レジームについて関心をもち調べたところ、日本での社会的企業法制定に向けた活動に参考になる事柄があることに気づき報告します。（このセミナーではドゥフルニ教授の報告もありました。）

## I 韓国の福祉レジーム

1. 韓国の今日の福祉レジームは、制度としては、97年 IMF 危機以降、金大中政権によって、IMF のガイドラインによる新自由主義的政策を導入したのと並行して作りだされた。
2. この福祉の制度が、新自由主義的なものか、あるいは国家責任を強化した福祉国家的なものか、という点を巡って「韓国福祉国家性格論争」が起きた。
3. 金大中政権が作り出した福祉制度は、次のようなものである。国民年金改革においては、その適応範囲を全国民に広げた。医療保険制度では従来の組合方式から単一の制度に統合し、保険料の負担の公平化をはかった。雇用保険と産災保険では従来の制度の適用範囲を拡大し全賃金労働者に行き渡るようにした。そして国民基礎生活保障法では、従来の制度からパラダイム転換を図り、恩恵から権利とただけでなく、労働能力の保持者も対象とし、ワークフェアを盛り込んだ。
4. しかしこのように制度的には完成されたものの、雇用保険や医療保険や年金などに参加できない人々が大勢いて新しい階層化（制度に基づく階層化、あるいは制度自体の階層性ではなく、単一の制度における加入者と非加入者という階層化）が引き起こされている。
5. 韓国福祉国家性格論争においては、大きく分けて、金大中政権の福祉政策「生産的福祉」が実現したものの性格を巡って、新自由主義的か福祉国家的かという見解の対立となった。その際の判断の基準はエスピン・アンデルセンの福祉資本主義の三つの世界（自由主義：英米、保守主義：独仏、社会民主主義：北欧）であり、労働力の商品化推進（新自由主義）か脱商品化（福祉国家）か、という尺度が採用されていた。
6. 金大中政権の福祉政策の目玉は国民基礎生活保障法であり、この法律に労働能力ある人々に対するワークフェアが盛り込まれているために、労働力の商品化推進が認められ、新自由主義的政策だという判断を成立させることとなった。
7. 論争の中で、アンデルセンのモデルで韓国の事例を分析すること自体が無理ではないかという見解が出された。ケインズ主義が健在であった頃のヨーロッパがアンデルセンのモデルが導き出された分析対象であり、今日では反ケインズ主義である新自由主義とグローバリズムが席卷しているが、それはアンデルセンの分析の想定外だといふのである。イギリスの第三の道、これもアンデルセンのモデルの想定外であるが、福祉国家を推進してきた社会民主主義自体がリニューアルされてきているのだ。
9. このような脈絡の中で、研究者の間では、アジアを対象にして福祉レジームの新たなモデルを創造することの必要性が提起されるようになってきている。
10. また、韓国の社会的企業育成法制定の過程そのものも参照されるべきである。国

民基礎生活保障法が適用された、労働能力ある人々へのワークフェア政策が自活共同体を作り出し、社会的仕事作りへと進んで、社会的企業育成法推進の運動が市民団体により推進される際の土台となった。

11. 韓国の社会的企業育成法制定の過程と、韓国福祉国家性格論争での研究者の上述のような問題意識は、日本での労働・福祉レジームを構想するときには不可欠な教材であると思われる。

## II 日本での労働・福祉レジームの設計に向けて

1. ギデンズの評価が必要である。ギデンズ・ブレアの第三の道は、新自由主義が席卷して以降の社会再生のプランであり、社会民主主義のリニューアルという意味を持っている。第三の道には新自由主義への屈服という批判が多いが、それは伝統的な社会民主主義の立場からのものだ。ただし第三の道は政権党の政策であり、ギデンズの提起も下からの運動としてはあまり考慮されていない。
2. 政権を担当しているイギリスの労働党が、第三の道で社会民主主義のリニューアルを成し遂げたとすれば、あらゆる思想や運動体もリニューアルすることを迫られているのではなかろうか。労働運動は社会運動ユニオニズムに、協同組合運動は社会的経済の創造に、またその他の種々の運動体もリニューアルを迫られている。
3. 共生型経済推進フォーラムの課題としては、サードセクター創造に向けた具体的な方策を社会的企業を軸に組み立てることであると考えている。従来の福祉の枠組みをリニューアルした、労働と福祉が一体となった生活のシステムの設計と実践が問われている。
4. 韓国が、国民基礎生活保障法に基づくワークフェアから社会的仕事作りへと進み、社会的企業育成法の制定へと向かっていった事を考慮するなら、日本でも障害者団体やホームレス支援の団体が仕事作りを提起しつつ、社会的企業法を要求していく時代に入っている。また、法制定を、社会的に不利な立場の人々の共通課題として押し上げていくための仕掛けづくりが、連合や労福協レベルの課題となっている。そして非営利・協同セクターやNPOやその他の市民団体を含んだ国民的運動を準備していくことが問われている。さらに政権党となった民主党には、新自由主義が破壊してしまった日本社会の再生が、政府レベルでの政策として具体化されることが問われているのだが、その際には社会民主主義をリニューアルしたプログラムを掲げることが必要だろう。リニューアルとは、いろいろな団体や運動が連帯できる場の形成という課題の実現である。

## 障害者労働研究会レジュメ補足

2009年12月6日

### 1. 団結から連帯へ（運動の現実から）

団結 個々人の運動のベクトルを同じ方向に向けていく。政治権力の奪取あるいは政治的意志統一がベクトルの方向。個人が主体で同じベクトルに向けていくことが主体形成。意志の力による運動の統合。階級政党の時代。

連帯 ベクトルとしては様々な方向を向いている個々人が、一つの力を形成していることを実感することで形成される。シングルイシューの運動当事者が、意識はしていない一つの合力に包摂されていると感覚する。同一化への違和感をもつ個人化のもとでの社会的連帯は個の唯一性を残した上での参画となる。サブ政治とそれへの対抗を続けている社会運動にとって不可欠となった専門性・専門家の参画で政治家の役割の変化。階級政党の形骸化。劇場型政治。国民的競争国家。

### 2. 政治権力の限界（大きい物語）

労働者国家が商品経済（市場）をなくせるか。商品からの貨幣の生成が、商品所有者の無意識のうちでの本能的共同行為に基づいている以上、政治や法律といった上からの意志の力によっては商品経済（市場）はなくせない。

無意識のうちには本能的共同行為をして、商品から貨幣を生成することをしなくてもいいような社会的関係を迂回して構築することが必要だが、これは直接の意識的行動としては組み立てられず、媒介的な経済活動や社会運動によるしかない。媒介的な経済行動や社会運動が市場のオルタナティブの形成を日々実感できる場の必要性。これは当面は文化としてしか規定できない実在性。

社会は人々の日常の対面関係で都度作り直されるという事実を発見することが必要。対面関係では人は自分を他人に映すが、その時に他人は社会の化身となる、というミス、ミードの説を社会生成論へと組み立てることが必要。対面関係で、他方の個人の具体的身体そのものが社会の化身となることは、無意識のうちでの本能的行為だが、オルタナティブな文化は意識せずにこの本能的行為を揺さぶる。連帯の現実的根拠がここにある。

### 3. 市場原理でもなく、計画原理でもない（リニューアルとは）

ギデンズの第三の道はソ連型の社会主義とアメリカ型の市場原理主義とへの両刀批判。グローバル資本主義のもとでの社会民主主義のリニューアル。

市場はなくせないが、それを修正していく努力を絶えず続けるべき。修正資本主義。

これは第三の道として打ち出されている。

市場に代わるオルタナティブは可能だ。貨幣や国家を社会に埋め込む。反帝国主義・反資本主義の左翼、協同組合主義、アナーキズム、これらのリニューアルには、対面関係での社会生成という発見を活かすことが必要。

## レジュメ補足の解題

補足に書きとめた事柄は、実は共生型経済推進フォーラムが企画している若者意識調査の一環で、コモンズで開催された不登校体験者のトークイベントに、常野雄次郎さんが来るということで参加したことからヒントを得ています。常野さんは、在特会の東京でのデモに対して、道端で排外主義反対と書いた紙を掲げていたところ、デモ隊に紙を奪われただけでなく20名くらいに取り囲まれて乱暴された人で、たまたま私は在特会のHPの動画でそれを見ていました。どのような人がこのような勇気ある行動をしたのかに興味がありました。

トークは常野さんと一緒に『不登校選んだわけではないんだぜ!』（理論社）という本を出している貴戸理恵さんとコモンズ店長の高橋淳敏さんと、コーディネーターはコモンズ大学（毎週金曜日午後7時からコモンズで開講）主宰の渡邊太さんでした。

参加者の自己紹介の後、トークが始まりましたが、貴戸さんの次に話した常野さんは「ニート宣言」を読み上げたあと、2010年という「国際ニート年」の2月10日にニート革命をめざして蜂起するというアピールを発したのです（ニート宣言については<http://d.hatena.ne.jp/asita211/>「ニートのあした」）。これは現代人の自己神格化という問題意識を持っていた私には、それとは知らずに神としての地平から問題提起をしている若者の発見でした。その前に話した貴戸さんは、不登校の問題を関係から解きほぐそうとしていたので、対面関係で社会は都度作り直されているという意見を述べたのですが、常野さんの話も含めていろいろ考えているうちに、ブルジョア社会における人間の個としての主体性論とは別の、現在の自己神格化した諸個人の主体性が、相互関係としてあるのではないのか、ということを確認したのです。以前から協同主体は間主体的なものだと考えてきていたのですが、それはあくまでも人間を個的・ブルジョア的主体と措定したうえでのことでした。それとは違って、自己神格化した神の連合として、主体の形成を構想するという筋道が見えてきたのです。

つまり神の視点とは類的存在としての人間としてのものですが、個々人がそのような視点を持っているときに、主体形成は対面関係で都度社会が作り直されるという、



社会形成の原理を踏まえたものとなっているのです。この辺はまだうまく言語化できていませんが、とにかくこんな問題意識に基づいて、補足を書きましたのでこれをもって解題とします。なお補足で提起したことは後日もっと長い文章に纏めるつもりです。

## 韓国の福祉レジームに学ぶ

### 第一章 韓国の社会的企業育成法を手がかりに

#### 1. アジアで初めての法制化

2007年に成立施行された社会的企業育成法は、社会的企業についてのアジアでの初めての法制化であり、共同連は、障害者労働研究会などでいち早く韓国から講師を招いて何度か研究会を持ってきた。また育成法そのものについても翻訳解説がなされてきている。法律の特徴について簡単に述べると、社会的に不利な立場の人々を「脆弱階層」と規定し、その中に障害者や高齢者などの伝統的に社会的に排除されてきた人々だけでなく、世帯平均年収の6割に満たない人々をもこれに加えたことである。いわゆるワーキングプア層が法的措置の対象となっているのだ。次に法人格については様々な法人が参入できるようになっている。つまり法人を認証するシステムである。

社会的企業育成法についてはさしあたって次の文献を参照のこと。

姜 乃榮「韓国の社会的企業と市民運動」馬頭忠治他『NPOと社会的企業の経営学』（ミネルヴァ書房）所収

法律そのものは、ネットから入手できる論文、白井京「韓国における格差問題への対応」に「社会的企業育成法」の翻訳が付けられている。

#### 2. 社会的企業育成法成立の背景について

姜 乃榮によると社会的企業育成法の背景には2000年の国民基礎生活保障法の制度化があげられる。その前史として、貧民運動が70年代から展開してきた生産共同体運動の伝統と結びついた形で、金泳三政権時代に自活支援センターが5ヶ所設置されたが、これが韓国での社会的企業への制度的な支援の最初であったという。

97年の通貨危機に際して、失業克服国民運動委員会（失業克服国民財団、のちとともに働く財団に名称変更）が始動し、民間で巨額の寄付を集めて、失業家庭に対する生計費支援と就労の斡旋、各種相談事業を始めた。この運動が参与連帯が求めている

た生活保護法改定運動と結びつき金大中政権の下での国民基礎生活保障法制定となった。

法制定後、従来の自活支援センターは、自活後見機関（07年からは地域自活センターに改称）に名称変更し全国の自治体に広がり、70ヶ所を数えることになったという。

「この自活後見機関の自活事業は、政府から人件費の支援を受け、保護された市場の中で経済的自立をはかる自活事業団と、競争市場の中で経済的自立を追い求める自活共同体とに分かれる。2007年12月末の時点で指定を受けた機関の数は全国的に242箇所にもぼる。」（馬頭、前掲書、91頁）

国民基礎生活保障法の対象者のうち、労働能力のある人々で、就業者は労働部、非就業者は保健福祉部で自活後見機関が施行する自活事業に参加したが、自活成功者の割合が少なく、後に労働部主導で社会的仕事作り事業が始まり、この流れの中で社会的企業についての法制化が志向されるようになったという。以上は姜論文からの紹介で、法制定に関わる詳しい事情は直接姜論文を参照されたい。

#### 3. 韓国の事例から学ぶために

社会的企業育成法の制定のいきさつや直接の背景については既存の文献に任せて、ここではもっと一般的な背景について考察してみる。

1960年代半ばからの、開発独裁による経済成長から、1993年の文民政府成立後の高度成長に至るまで、韓国は40年間にわたり経済成長を続けたが、1997年の経済危機で恐慌に見舞われた。このときにIMFからの融資を受けると共にIMFの管理の下での新自由主義政策の本格的導入がなされたのである。経済危機の直後大統領に当選した金大中大統領の下でなされた諸改革は、経済と社会の新自由主義化と共に、経済危機に伴う社会的危機への対応として、社会福祉制度の改革を伴っていた。そしてこの金大中政権の社会福祉政策が、新自由主義的なものか福祉国家的なものかという点を巡って韓国の社会学者の間で激しい論争が繰り広げられる事となった。この論争は「韓国福祉国家性格論争」と名づけられ、その最初の単行本が訳書『韓国福祉国家性格論争』（流通経済大学出版社）として出版されている。

IMF危機に至る韓国の経済の事情を日本と比較してみよう。日本は、石油ショック以降も対外輸出の増大によって経済成長を持続し、80年代にはバブル経済の下で一瞬ではあったとはいえ世界一の金融大国にまで上り詰めた。しかしこれはほんの短期間のことで、90年代に入ると長期の不況に見舞われる。経済成長してきたことで80年代の日本は左翼も含め一貫して新自由主義に親和的であったが、新自由主義的政策が本格的に導入されはじめたのは90年代半ばであり、それは21世紀になってからの小

泉構造改革で完成された。そして90年代半ばからの新自由主義政策による社会の荒廃が漸次的に進行し、2005年頃には誰の目にも明らかとなってきたのであった。

このような両国の経過を見れば、韓国が経済危機で一夜にして社会的危機を迎え、危機の中で外圧によって新自由主義に舵を切ったのに対して、日本の場合は新自由主義導入の十数年間の帰結として今日社会的危機に直面しているという相違がある。韓国の場合は社会的危機への対応が新自由主義的改革と同時になされたのに対して、日本の場合現在直面している社会的危機が十数年かけてなし崩し的に醸成されてきたために、それへの処方箋が政権交代後の民主党によっても明示されていないという現実がある。今日、日本社会の社会的危機への処方箋を作り出していくためにも韓国の経験について学ぶことが必要である。

## 第二章 韓国福祉国家性格論争

### 1. はじめに

1997年は韓国経済にとって転機の年であった。「漢江の奇跡」といわれた世界経済の優等生が、97年に入ると財閥企業に不渡りが発生し、それに伴う金融不安と企業倒産が多発していた。これに11月にはアジア経済危機が波及し、韓国ウォンが売られて通貨危機に陥りIMFへの融資を申請することとなったのである。

98年2月には失業者は123万人となり、そのうちこの一年間での失業者が約94万人で、ソウル市での野宿者もそれまでは300人くらいであったのがまたたくまに2000～3000人に膨れ上がった。

97年のIMF危機に直面した金大中政権は、IMFのガイドラインに沿った経済の新自由主義化を進めたが、同時に、韓国始まって以来の社会福祉制度の改革と確立をなしとげた。本来新自由主義的改革は国家による社会福祉の削減とその市場化であると理解されていたこともあり、一方でのIMFのガイドラインと他方での社会福祉制度の確立は研究者の間で様々な議論を呼ぶこととなった。

この韓国福祉国家性格論争については邦語文献でもしばしば言及されている。武川正吾、キム・ヨンミョン（金淵明）編『韓国の福祉国家・日本の福祉国家』（東信堂）では、論争当事者が編集に当たっており、性格論争に収録されているキム論文が冒頭に掲載され、論争に言及した二つの論文が後に続いている。

また、『東アジアの福祉システム構築』（東京大学社会科学研究所）には、株本千鶴「韓国の福祉国家形成戦略」、五石敬路「韓国における『生産的福祉』政策の特徴と矛盾」、キム・スヒョン「韓国・金大中政権の社会福祉政策」の三論文が掲載され、論争

と関説している。

さらに、キム・ヨンミョン編の前掲書で論争について直接に論評したキム・ソンウオン（金成垣）は後日、単行本『後発福祉国家論』（東京大学出版会）を纏めたが、そこでも改めて論争についての整理と総括を行っている。

この論争に一応目を通してみて気づくのは、韓国の研究者が『福祉資本主義の三つの世界』（ミネルヴァ書房）で、エスピン・アンデルデンが打ち立てた周知の「三つの福祉国家レジーム」（自由主義レジーム：英米、保守主義レジーム：独仏、社会民主主義レジーム：北欧）という類型理論に忠実に従って、韓国の金大中政権の福祉政策について分析しようとしていることだ。論争自体は金成垣が単行本で述べているように、その政策が新自由主義的か、福祉国家的かという二者択一の議論となっていて、また論争の終わりにイ・ヘギョンが述べているように、あまりにもアンデルセンの枠組みにとらわれすぎているということはその通りのように思われる。しかし、ここでは論争について総括することが目的ではなく、韓国特有の社会福祉政策の内実を理解するためには、この論争の中に立ち入ることなしには不可能だと考えたために、論争について取り上げる。従ってあくまで韓国の福祉政策の実情理解という目的を持って論争に分け入りたい。

### 2. 危機以後に形成された福祉レジーム（キム・ヨンミョンの見解から）

金大中政府の福祉政策の内実について、分かりやすく述べているのはキム・ヨンミョン「韓国福祉国家の性格と類型」『韓国福祉国家性格論争』（以下『論争』と略記）第1編第3章である。この論文は、『論争』の冒頭に収められているチョン・ムグォン「国民の政府の社会政策」（『論争』第1編、第1章）と第2章、チョ・ヨンフン「生産的福祉論と韓国福祉国家の未来」を主に批判の対象としているが、批判の中に金大中政権が作り出した福祉改革や制度についての具体像が明らかにされている。チョン・ムグォンもチョ・ヨンフンも、IMFのガイドラインに沿った金大中政権の政策が新自由主義的なもので、新たに作り出された社会福祉制度もそれを免れ得ないという主張を展開していた。これに対して、キム・ヨンミョンは、金大中政権の政策全般が新自由主義的なものであることは否定できないが、こと社会福祉政策に関してはそうではなく、逆に福祉国家化が進んだと主張したのであった。

それは金大中政権の福祉政策が韓国の近代史において最もラディカルなものであり、韓国の社会福祉の根本的な変化をもたらしたという認識に裏付けられている。概括的に言えば医療保険の組合方式から統合方式への転換、公的扶助のパラダイム転換をなしとげた国民基礎生活保護法、さらに公的年金の適用対象を全国民に広げたことがそ

の中身とされている。(『論争』、66 頁)次に具体的なそれぞれの内容について、キムの説を紹介していこう。

国民年金改革については次のように述べられている。

「韓国の国民年金は、基礎年金と所得比例年金とが分離されていない所得比例の単一年金制度であり、『公的管理』『確定給付方式』『部分積み立て方式』を主な特徴としている。そして軍人、公務員など一部の職業を除けば、ドイツやフランスなどヨーロッパの大陸諸国で見られるブルーカラー、ホワイトカラー、農漁民が個別の制度によって分離されている職域別の年金制度ではなく、大部分の国民が一つの制度に属している統合的的制度である。」(『論争』、73 頁)

キムはこのような統合されたシステムであることで、年金制度の差別的適用によって発生する地位の差別化あるいは社会保険の階層化効果が現れにくく、逆に階層間の所得再配分効果と世代間の再配分効果、つまり社会連帯の原理が強く現れるように設計されていると主張している。新自由主義的年金制度としては世銀が進めている 3 階建ての年金制度に似たような形が金泳三政権時に導入が進められようとしていたが、金大中政権はこれを拒否したというのである。また都市地域の自営業者にも適用し国民皆年金を実現した。もちろん国民年金加入対象者の 60%しか保険料を払っていないという現実も認めている。

次に医療保険であるがキムはこれが金大中政権において最も激しい変化を見せた制度であるとみなしている。

「約 420 の健康保険組合から構成されていた過去の韓国医療保険制度では、既述したように社会保険における地位の差別化現象が見られた。この意味において社会構成員間の連帯が十分に貫徹されない制度であった。金大中政府は、まず第 1 に、420 の個別組合を公的機関で管理する単一医療保険制度へと一元化した。つまり医療保険の行政管理機構のみならず、独立採算制で運営されていた数百の基金も一つの基金に統合した。第 2 に、組合別に異なる基準によって賦課していた保険料を一つの全国的基準に統一し、保険料の負担の公平を強化した。第 3 に、医療保険の給付範囲が以前より少し拡大した。」(『論争』、75 頁)

キムはこのようになされた韓国の医療保険改革は、市場の役割を強化するものではなく、社会医療保険の基本原則である社会連帯を強め国家の役割を強化するものであったと評価している。

次に雇用保険と産災保険については次のように述べられている。

「韓国の雇用保険と産災保険は、年金や医療保険と同様に公的管理、所得比例賦出と給付など伝統的な社会保険制度の特性を持っている。またすべての賃金労働者が一

つの制度に包摂されている単一制度であり、職業によって制度が分離適応されていない。金大中政府によって行われた産災保険と雇用保険の改革にはいくつかの特徴が見られる。第 1 に伝統的な社会保険制度の枠を維持しているという点である。金泳三政府の時代には財政経済部を中心として産災保険の民営化の試みがあったが、金大中政府においてはこのような試みはなかった。第 2 に雇用保険と産災保険の適用範囲が、きわめて早いスピードで拡大した点である。95 年に施行した雇用保険制度は 99 年 4 月に 5 人未満の企業にまで拡大適用し、実施 5 年で全体の賃金労働者をカバーするようになった。また雇用保険から排除されていた臨時職、契約職など非正規労働者にも雇用保険の適用を拡大した。産災保険もまた 2000 年 5 月に 5 人未満の企業にまで適用拡大し、事実上、全賃金労働者が保険に包摂された。金大中政府以前の 97 年末、雇用保険の適用率は 33.1%であったが 2000 年には 55.1%へと急激に高くなり、産災保険の適用率も 62.1%から 67.2%へと高くなった。第 3 に、失業手当の給付期間の延長、給付額の引き上げなど雇用保険の水準がある程度高くなり、失業対策においては積極的労働市場政策の概念が導入されたという点である。」(『論争』、76 頁)

金泳三政権時代に導入され、もともと単一制度であった雇用保険について、金大中政権がなした改革は、適用範囲を拡大し、全賃金労働者を包摂するようにした。さらに、国民基礎生活保障法については次のように述べている。

「韓国で経済危機の期間のなか、金大中政府が実施した社会的セーフティネット・プログラムのなかで最も特徴的で実質的改革として認められる政策は、既存の公的扶助制度に取って代わって 2000 年 10 月から施行された国民基礎生活保障法である。……

基礎法は公的扶助の『パラダイム転換』として評価されるほど、革新的改革を含んでいるが、その意味は次のようなものである。第 1 に、基礎法は貧困に対する責任を個人に転嫁するのではなく、依然として国家に帰しており、むしろ受給資格を緩和することによって貧困に対する社会的責任をより拡大した。第 2 に、以前の公的扶助制度は貧困層に対する国家的恩恵という性格が含まれていたが、基礎法では公的扶助に対する貧困者の権利と国家の義務が明示的に示されている。第 3 に、条件付の受給者、つまり労働能力のある人間には労働への参加を強制し、これを守らない場合、給付を制限するという点である。」(『論争』、78 頁)

韓国の国民基礎生活保障法と日本の生活保護法とを対比してみると、キムが主張している「パラダイム転換」の意味がよく分かる。給付について恩恵から権利へと変更した点、さらに労働能力がある人々にも受給者とした点については日本ではまだ到達していない。また、労働能力のある人々には、労働参加を強制しているが、これが自立後見機関の設置と自活共同体の設立へと進み、社会的企業の土壌を形成して行った

のである。

このように画期的な改革が行われたにもかかわらず、問題点も残った。これについてキムは次のように述べている

「金大中政府における社会福祉制度の改革の結果、韓国の社会福祉においてはコーポラティズム・レジームに見られる『地位の差別化』や自由主義レジームに見られる『二つの国民』のような現象ではなく、全く新たな形態の階層化現象が現れている。金大中政府において推進した急速な社会保険の拡大にも関わらず、数百万人の非正規労働者、5人未満の零細企業の労働者、そして零細農民は年金、産災保険、そして雇用保険から排除されている。つまり、社会保険に加入しリスク分散が可能な『内部者』と、社会保険から排除されリスク分散の恩恵を受けない『外部者』という階層化現象が現れている。社会保険において内部者・外部者が明確に区分される階層化現象は、先進国の福祉レジームの議論においてはほとんど言及されていない新たな韓国的現象である。」(『論争』、83頁)

問題は、雇用保険や産災保険が、全賃金労働者へと拡大適用されているにもかかわらず、現実には、保険に加入していない人々が大勢いることだ。これはよく指摘される、制度上の枠組みによる階層化ではなく、同一制度のなかでの階層分化であり、キムはこれを新たな韓国的現象であるとみなしている。

つまり、韓国の事例の特殊性について「経済危機とIMF救済金融を経験した国のなかで、韓国は、貧困層を主な対象とする社会的セーフティネットの拡大だけでなく、国家社会福祉制度が急速に拡大したという点で、特異な事例となっている。」(『論争』、85頁)ということであり、今後の研究課題として、「国家社会福祉の拡大の結果がなぜ全般的な福祉水準の向上にはつながらなかったのか。」(『論争』、86頁)という問題を投げかけている。

### 3. 韓国福祉レジームの性格を巡って(チョ・ヨンフンの反論から)

キム・ヨンミョンの見解に対してチョ・ヨンフンが反論している。『論争』第3編 第1章「金大中政府における福祉政策の性格」で、チョは「金大中政府の福祉政策が過去の政府のそれより進歩的でも、より拡大的でもないことを示したい。」(『論争』、189頁)と述べて自らの立場を明らかにしている。チョは韓国政府の社会保障支出を検討し、97年から2000年について「この期間における社会保障支出が増加した主たる要因は、政府財政の増加ではなく、社会保険加入者の保険料と使用者の保険負担である。」

(『論争』、192頁)と分析し、国家責任はそれほど拡大されていないとみて、「生産的福祉論において社会保険制度の拡充と実質化を約束したが、まだ社会保障制度の外

的な拡大だけを追及している。」(『論争』、192頁)と評価している。

また国民基礎生活保障法にはワークフェアの考え方があることから、「同政府の福祉政策は労働市場のフレキシブル化を促進し、そのことに起因する市場からの落伍者に最小限の生活保障を提供することだけに関心がある。」(199頁)と述べ「金大中政府の福祉政策は労働の脱商品化ではなく商品化を、そして国民生活における国家責任の強化ではなく市場の役割の強化を志向している点において『明らかに』新自由主義的である。」(『論争』、199頁)と述べている。

次に、『論争』第1編 第2章に掲載された自らの論文を批判的に回顧しつつ、チョン・ムグォンは改めて第3編第6章で自説を展開している。

「金大中政府の福祉改革には、国家介入の拡大を志向しながらも国家財政の介入を最小化し、勤労福祉と労働の商品化を維持して、弱者階層を最小限保護しようとする意図が含まれている。そしてこれは産業化過程で形成された開発主義遺産が、現政府の福祉改革に対する認識を支配していたからである。

このような意図の解釈は、福祉改革の主体が誰かという点とかわる。金大中政府の福祉改革が過去の政権と大きな差異性をもつのは、民主主義の発展の結果として福祉改革を志向する進歩的市民団体と労働勢力など市民社会が改革過程に参加したことである。彼らは進歩的志向からできるかぎり国家福祉の拡大を通じて弱者階層を保護しようとする意図を持っていた。しかし、福祉改革の主体は彼らだけではない。金大中政府が過去の制度的遺産と保守的支配連合を克服しうる新たな進歩的政治基盤と統一した支配連合の性格をもっていたとは考えにくい。金大中政府の支配階層の性格は、一方では地域主義と縁故主義にもとづいた保守的性格と、他方では金大中大統領の大衆的リーダーシップと進歩的政策性向に伴う進歩的勢力とが相互に結合した複合的特徴を持っている。……金大中政府の福祉改革には、市民社会勢力の参加にもかかわらず、実質的な制度形成あるいは実施過程において依然として過去の開発主義的国家機構の制度的枠組みと保守主義的性格をもつ官僚層と政治圏の影響が決定的であったと思われる。」(『論争』、298～9頁)

チョは、キムが、国家責任の強化と見ている点を、社会民主主義的な福祉国家への接近という意味ではなく、韓国の過去の開発主義的国家機構の残存とみなしている。そして、金大中政権において、市民団体が社会民主主義的福祉国家形成の意図でもって政策策定について関与し、それがある程度は反映されたものの、実質的には開発主義的国家官僚と保守的政治との影響のもとにあると判断している。

「金大中政府の福祉改革はIMF経済危機によって派生した低所得層と社会的弱者階層を社会保険の拡大と公的扶助制度の近代化を通じて制度的に保護する方向で推進さ



れた。

この意味において福祉改革の性格が国家責任の強調であり、それは韓国福祉制度の発展において重要な転換点となったと解釈するキム・ヨンミョンの主張を否定するつもりはない。にもかかわらず再び協調したいのは、金大中政府の福祉改革の性格は、規制中心の国家介入に止まっており、依然として労働の商品化と勤労福祉を強調する新自由主義的性格を維持し、『パラダイム転換』という過去の開発主義的遺産の延長線上にあるということである。したがって単純に国家責任の強化と主張することは改革の性格がもっている本質的で複合的な側面を見逃すことになる。」(『論争』、300頁)

チョは、制度は国家責任を強化する形で形成されてはいるが、国家財政の支出が多くはない点。民間の保険が発達している点、また、国民基礎生活保障法のワークフェアの組み込みなどを挙げて、金大中政権の福祉政策は本質的には新自由主義的なものであるという自説を再度繰り返したのであった。

#### 4. 韓国福祉国家性格論争を巡って (イ・ヘギョン論文から)

韓国福祉国家性格論争で、金大中政権の福祉政策が、基本的には国家責任の強化か新自由主義的政策か、という論点を巡って争われたが、その際の判断の基準は労働力の商品化を促進するか脱商品化を促進するかという尺度から打ち立てられたエスピ・アンデルセンの三つのモデルであった。イ・ヘギョンは『論争』第3編 第7章「韓国福祉国家性格論争の含意と研究方向」で、このアンデルセンの枠組みで論争が行われたこと自体に対して検討を試みている。まず韓国の福祉改革の時代背景について次のように述べている。

「IMF と世界銀行の構造調整借款を受けながら新自由主義の経済改革を忠実に断行してきた金大中政権は、1999年に市場経済と民主主義の具現という国政哲学の2大軸に『生産的福祉』の具現という3番目の軸を追加設定することで、新自由主義的な構造調整と国家福祉の急速な拡大が並行する、グローバル資本主義の時代にこれまでに例を見ない実験を推進している。」(『論争』、313頁)

一国の金融危機に対してIMFが融資と共にその国に押し付けた改革プランは新自由主義的なものであった。韓国もこの点では例外ではなく、イはIMFの改革計画を次の6点に要約している。

「IMFが韓国に提示した改革計画を六つに要約してみると、第1には、財政と金融における緊縮と高金利政策、第2に金融部門の構造調整、第3に金融資本市場の完全開放、第4に財閥改革、第5に貿易の自由化、第6に労働市場の柔軟化である。」(315頁)

韓国の場合これらを受け入れただけではなく、IMFや世銀が想定しているセーフティネットとは異なる福祉政策を「生産的福祉」というスローガンのもとに展開したが、これがグローバル資本主義の時代に例を見ない実験であったというのである。このような捉え方はアンデルセンモデルの限界という問題意識に基づいている。イはアンデルセンモデルの限界について次のように述べている。

「その第1の理由は、彼の福祉レジームの類型論が、主に西欧の先進福祉国家の経験に基づいた類型論であるためで、第2の理由は、彼が分析した福祉資本主義は、基本的に冷戦体制下で成長したケインズ主義的福祉国家のレジームであるためである。……韓国の生産的福祉はポスト冷戦時代、その後のアジア金融危機を経験した韓国がグローバル資本主義を克服するために福祉の未来像を計画しているのに対して、エスピ・アンデルセンの類型論はケインズ主義的合意に基づく過去の福祉国家の政策を後から分析しているためである。」(『論争』、327～8頁)

イによれば、アンデルセンが福祉資本主義の具体的分析を試みた時の対象がケインズ主義的合意に基づく福祉国家であり、ポスト冷戦後のグローバル資本主義の時代の分析のための基準としてはふさわしくないというのである。そしてこの新しい時代の分析の試みとして、ギデンズの第三の道論やジェソップのワークフェア国家論やギルバートの支援国家論についての紹介を試みている。ここではジェソップのシュンペーター主義的ワークフェア国家についてのイの解説を紹介しよう。

「グローバル経済の影響のため、新コーポラティズムは大量生産、大衆連合による支配、完全雇用などに一次的な基礎を置くフォーディズム的コーポラティズムとは異なる。新コーポラティズムにおける主要な調整領域は、労働力と労働市場の異質性が増えることや革新的な調整などであり、革新と競争力の向上に適した政策共同体とネットワークの多様性を追求する。政策共同体には、使用者と労働組合以外に利益団体や各種団体、地域協議会などが主要な主体として関与する。柔軟性と脱中心性というポストフォーディズムの特性が反映されるほどに、新コーポラティズムの重点は中央集権化されたマクロ経済的な協調からミクロ水準の企業と地域に移動する。国家の活動は、国家的主導権や新自由主義的放任によるというよりも、むしろコーポラティズム的決定によって主導され、国家の行動は、コーポラティズム的妥協を通じて得た決定を支持し後押しすることである。これは、さらに、国家政策が自発的または公的、そして、自己調整的でコーポラティズム的な組織によって取られた行動に依存することを意味する。」(『論争』、334頁)

ここにはワークフェアの新しい形が描かれている。国家主導の福祉国家レジームや市場に委ね、最小限のセーフティネットで済まそうとする新自由主義的福祉レジーム

に対してジェソップは自治体レベルでのコーポラティズムを構想しているようである。このような構想は、社会的企業育成に取り組んでいる韓国の福祉レジームに適合的なように思われる。イは「ケインズ主義的福祉国家に対する合意が瓦解して、ポスト冷戦時代における世界単一的な資本主義体制への移行が加速していることから、情報革命と知識社会化、新自由主義的ワシントン・コンセンサスに特徴づけられる 21 世紀とポスト産業社会における福祉を最適化するためには、既存の福祉レジームとの根本的な決別が必要である。」(『論争』、329 頁) と述べた上で、「『国民の政府』の福祉改革は、経済危機がもたらした国民的危機感、政府の福祉重視の方針、市民団体の積極的な活動、労使政の合意構造の設定などの相互作用の産物だといえる。……ただし、新自由主義改革と生産的福祉の同時進行という選択は、変化する 21 世紀の環境に韓国の社会福祉レジームを定着させるのに寄与したと評価できる。」(『論争』、336 頁) というように金大中政権の福祉政策を評価している。

(続く)

## 現場から

### 若者の存在と意識(調査について)

#### 解題

以下の文書は、共生型経済推進フォーラムへの提案です。若者意識調査の方法として、宮本みち子著『若者が<社会的弱者>に転落する』(洋泉社)の読書会を自由に開催してもらって読後感を提出してもらい、ということを考えています。それぞれが自由な判断で実施していただくと面白いものが出来上がると期待しています。

この間の運営委員会などでしばしば話題となってきた若者についての調査に関してイメージが出来つつあります。調査のキーワードは「個人化した時代の、新しい貧困の当事者としての若者」でどうでしょうか。

調査の目的は政策提言ですが、それだけでなく、調査活動自体をある種の社会運動として組み立てる必要があるように思っています。というのも政策が作れたとしても、それを実際に要求していく若者の運動体がなければあまり現実性がないからです。

調査の仮説作りのために、先日引きこもりの若者をサポートしている NPO 法人ニュ

ースタート事務局関西代表の西嶋 彰氏に聞き取りをしました。ヒントになったのは、引きこもりのない社会をイメージするさいに、若者の社会参加の入り口を制限しないこと、という答えを引き出したことでした。今の日本では新卒者はすぐ正社員として就労するコースがメインで、それから外れた人々は割を食うようになっています。しかもこのメインコースはどんどん狭められてきたのです。若者の社会参加の多様なコースを同等な価値として社会的に承認するような社会施策と社会観念を形成することが引きこもりのない社会に繋がっていく。このイメージは現在、新しい貧困に向き合っている若者たちの様々な活動の思想的背景となっているように思います。

調査の方法ですが、一つは、従来どおりキーパーソンの聞き取りです。もう一つは新しい社会運動として、読書会の組織化と感想文の募集です。具体的には、宮本みち子『若者が<社会的弱者>に転落する』(洋泉社)の読書会を自由にやってもらって感想文を募集する、といったことが考えられます。これを呼びかけるためのネットでのツールを開発し、それにアクセスしてきた人々が自由に読書会を持ち、感想を提出するというイメージです。昔の綴り方教室や歌声運動的な方法の現代化されたものが作り出される必要があるように思っています。ご検討下さい。

### 日本スローワーク協会の新規事業について

#### 解題

05 年からコミュニティカフェとしてのカフェコモンズを開店し、病院内喫茶と売店を委託されて障害者と共に働く場を拡大してきた協会が、2010 年 4 月目標に障害者自立支援法の就労継続事業 A 型事業所としての事業を新たに始めることになり、その準備を開始しています。趣意書(案)にありますように、協会としてはこの新規事業を協同組合的手法で開始し、イタリア社会協同組合 B 型をモデルに事業展開していくことをめざしています。NPO 法人では出資の規定はありませんが、会員長期借入金という規定があり、今回の出資金募集は会計処理としては、会員長期借入金への繰り入れとなります。このことをご了解の上出資の意志ある方は境まで連絡下さい。

## 新規事業趣意書(案)

2009年12月2日

資源小国ゆえの輸出立国を目指した日本の経済発展がその限界に到達した時に、あえてその道を強行すべく、新自由主義的改革が導入されました。以降大企業は儲けても国民経済は疲弊するという時代となり、社会はボロボロになっています。日本の社会保障は労働制度に組み込まれていましたから、正社員の終身雇用が生活の基本モデルでした。障害や加齢で働けない人々には生活保護や障害者福祉がありましたが、それ以外の非正規労働に携わる人々には、正社員の半分以上という賃金格差があるにもかかわらず、家計補助者とみなされて、社会保障の制度はありませんでした。正規労働者がリストラで減少し、就業人口の多数が非正規労働者となっている現在、家計維持者に、働いても貧困から抜け出せない「ワーキングプア」が増大しています。また、解雇されるとホームレスになるしかない人々が大勢いるのです。特に若者たちがこの新しいリスクにさらされています。

これまでの社会を支えてきたのは株式会社と公務員でした。株式会社は過去には働く人や地域にも貢献してきましたが、グローバル化による競争と、投機資本主義の拡大によって、現在は株主には貢献するが働き手や地域には利益を還元しなくなりました。株式会社で働くことは株主だけを潤すようになり、そこで働く魅力が失われてきています。他方国も株式会社の変質に対して有効な方策を打ち出せてはいません。公務員にもリストラと非正規化が進み、「官製ワーキングプア」が大勢作り出されています。従来は主要な働き方であった会社や公務員への就職の魅力が失せていくなかで、働き方を変えようという要求が社会のなかに形成されてきています。

私たちのこれまでの活動は、引きこもりの若者のサポートと、障害者とともに働く事業活動でしたが、このような現状に鑑み、新たに「誰も引きこもらせない社会」を目指してモデル事業を立ち上げることになりました。私たちは、持続可能な社会を求め、まちづくり・地域づくりを目指してきましたが、このような要求に依拠して、雇われて働く働き方を変えようという人々の仕事場をつくることに取り掛かります。

2010年4月から、障害者と共に働く事業所を、障害者自立支援法の就労継続支援A型事業所として始めようとしています。この事業所をいわゆる福祉的就労を実施する場としてだけでなく、障害を持つ人たちも出資し経営に参加する協同組合的手法で事業を運営していこうと考えています。そうすることで、カフェコモンズという場をもう一つの働く場として実現し、会社への就労に困難を感じている人たちの働く場

や溜まり場や情報交換の場として維持していきます。そしてこのような役割を果たすことで、若者の社会センターとしての機能を創り出し、新しい働き方を社会に発信して行きます。

## 新規事業への出資のお願い

2009年12月 NPO法人日本スローワーク協会

### 1. 経過報告

私たちの活動は、引きこもりサポートを実施しているNPO法人ニュースタート事務局関西の開発した働く場を、協同組合の手法で経営することを目指し、2002年に発足した協同組合NSワーカーズから始まっています。04年には地域通貨を使ったまちづくりの事業でニュースタートが大阪府から助成金を得てリサイクルショップを開店しましたが、これを契機にコミュニティビジネス開始の機運が高まり、地域通貨つながりで新しく参加してきたメンバーを中心に、コミュニティカフェの開店準備が始まり、05年に法人化をなしとげた後の10月に高槻市富田でカフェコモンズを開店しました。

カフェコモンズは当初はコミュニティカフェとしての機能を維持しつつも独立の事業として展開していく事業計画でしたが、ランチタイムのオープンキッチン制が続かず、スタッフがランチタイムも関わるリニューアルに取り組みましたが成果が上がりませんでした。

しかし、コミュニティカフェとしての機能はこの間発揮され、カフェコモンズの事業開始によって、06年には光愛病院内売店・喫茶の経営の事業委託を受け、また、引きこもりの若者の就労支援事業の提携事業所も増えていっています。この間売店を中心に働いてくれている障害者の人数も二桁近くなり、カフェコモンズを障害者自立支援法に基づく就労継続支援A型事業所として運営していける基礎固めができてきました。

### 2. 問題の所在

そもそもニュースタートの事業は引きこもりの若者をサポートするという社会的目的を持った社会的事業ですが、公的補助はなくこれまで引きこもり当事者のご家族の経済的負担で事業展開してきました。この経営形態が果たしてベターなのかどうかということについて内部でも議論があり、いろいろ調査してみました。問題はグローバ

ル化時代における若者の不安定な地位という社会的な要因が背景にあり、単に個人や家族の自己責任に帰すことは出来ません。実際に多くの国では若者への対策は社会的に取り組まれていて、ヨーロッパではニュースタートのような社会的目的を持った社会的企業には様々な施策によって育成がなされています。アジアでも07年に韓国で社会的企業育成法が制定され、若者の自立支援への補助がなされるようになってきています。

日本では障害者に対する自立支援の施策はありますが、これはいわゆる3障害の手帳取得者に限定され、同じような就労困難や社会参加についての困難を抱えている引きこもりの若者には若者自立塾があるだけで、長期的な支援施策はありません。失業者への職業訓練も含め、日本の施策は訓練機関が設けられているだけで、職場でのサポートは障害者以外には施策がないのです。したがって、これは当分の間民間の力でやっていき、必要な施策を要求していく他はありません。

### 3. 引きこもらせない社会

引きこもりの原因は個々的には様々でしょうが、若者の社会参加の道筋が絞られてしまっていることが根本的な問題としてあるように思われます。働くことが嫌なのではなく、自己実現できるような働く場が社会の中に用意されていないのです。学校を卒業して正社員になるという道が唯一の道とされ、それ以外の道は負け組みとして社会的に差別的な評価が与えられるような日本の社会観念は、正社員の道すら問題だらけとなってきた現実を踏まえれば、とても正当なものとは思えません。

このような現実を嘆いているだけではどうにもなりません。若者たちが多様な職種で自己実現していけるような働く場を自ら作り出していくことが、引きこもらせない社会に向けての第一歩となるでしょう。

### 4. 社会的企業として新規事業の開始

スローワーク協会はこのような現実を踏まえ、自らを社会的企業と位置づけて、引きこもりの若者の社会参加、障害者の社会参加をサポートすることを目的に、事業展開していきます。障害者自立支援法は、従来の障害者施策に比べて施設使用料の応益負担や補助金の削減などの改悪によって障害者運動からは悪法とみなされていますが、スローワーク協会ではこの法の就労継続支援A型事業所の申請をします。A型事業は、この法のB型事業など種々の障害者福祉サービス事業の中で唯一雇用関係を結べるものです。スローワーク協会としては単なる雇用関係に留まらず、イタリアの社会協同組合B型（イタリアの場合、A型は障害者にサービスを実施する事業であり、B型は

障害者自らが働く事業です）をモデルとした働く人々の協同組合を実質的に実現していきたいと考えています。

### 5. 広範な人々の出資でモデル事業の開始を

日本で働く人々の協同組合は、法制化されていないこともあって、ほとんど一般化していません。もちろん先行例としては、生活クラブ生協が元になっているワーカーズ・コレクティブ運動と、事業団が中心となっている労働者協同組合運動があります。しかし、イタリアの社会協同組合をモデルとした障害者の事業所の協同組合は事例がありません。

協同組合の強みは意志ある多くの人々の出資金で事業を開始できることにあります。引きこもりサポートの経験をもとに、障害者と共に働く事業所を協同組合的に経営していく試みに、出資でもって参加して下さることを要請いたします。

なお、NPO法には出資の規定がなく、出資金は会員長期借入金として会計処理されます。この点ご了解下さい。

### 6. 出資金振込は下記をお願いします。

銀行名 りそな銀行高槻富田支店 普通預金口座番号 1298383  
口座名 トクヒ)ニホンスローワークキョウカイ

## 後記

韓国福祉国家性格論争を調べ始めて、日本の労働・福祉レジーム設計のヒントを得たように思います。社会的企業促進のために、その法制化をめざした運動がいよいよ立ち上がりますが、従来の発想を根底から覆していかないことには道は開けないように思っています。

日本スローワーク協会がカフェコモンズを障害者自立支援法の、就労継続支援A型事業所として開設する準備を始めていますが、この現場での実践も、多くの知見をもたらしてくれています。しばらくは実務偏向で研究活動が停滞していましたが、足元の実践と研究との折り合いをつけられそうです。後記で大風呂敷を広げたくりますが禁欲して、次号にご期待くださいとお伝えしておきます。2010年は「国際ニート年」だそうですが、皆さまよいお年をお迎え下さい。

